

# お知らせ なんたん

新南丹市  
電話 0771-68-0001

第126号(3の2)平成23年4月8日発行

## 南丹市建設業新分野進出支援事業補助金について

南丹市では、建設業以外の新分野への進出を目指す建設企業を支援するため、予算の範囲内において新分野進出に向けた取組みに必要な経費の補助を行います。

●**事業内容** 新分野進出に向けたおおむね10社以上の建設企業グループの取り組み事業に対して直接必要な経費を補助。※予算の範囲内での補助となりますので、ご希望に添えない場合があります。

●**対象者** 次の要件をすべて満たす建設企業で構成されたおおむね10社以上のグループ  
①南丹市に主たる事業所を有し、建設業法第3条の建設業の許可を受けている方、または建設業を営む方

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者でないこと

③日本標準産業分類において「建設業」以外の大分類の業種区分事業（土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く）への進出に向けた取組みを行う方

●**申請期間** 4月15日(金)～9月30日(金) ※土・日・祝日を除く。  
午前9時～午後4時30分

●**申請書** 道路河川課に備え付け、南丹市ホームページに掲載しています。メールでデータ送付を希望される方は(douro@city.nantan.kyoto.jp)にその旨連絡願います。

●**提出先** 申請期間内に道路河川課に申請書類を持参してください。(郵送による申請は受け付けません)

### ●対象事業

事業名	事業内容
進出計画等事業	新分野進出を検討・準備するため、事業計画の策定など専門家の指導・助言を受け入れて行う事業
事前調査事業	新分野進出を検討・準備するため、新分野に関する市場動向などについて調査する事業
視察・研修事業	新分野進出に関する先進的な取組みを視察する事業、新分野進出に関する研修会・講習会などの開催または参加事業

### ●対象経費

経費区分	内容
謝金	講師謝金、専門家謝金など
旅費	講師旅費、専門家旅費
会議費	会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、雑役務費、消耗品費、研修受講料など
委託費	事業の一部を委託する経費

※同一年度中に交付決定を受けたグループは重複する事業の交付申請はできません。また、企業単体が別グループで同一年度中に重複する事業の交付申請をしている場合、該当企業は参加できません。

●**補助率** 補助対象経費の2分の1以内(補助上限額は200,000円)

※予算の範囲内における補助ですので、補助率が2分の1を下回る場合があります。

●**申請時の必要書類** 交付申請書、事業計画書、事業経費計画書、参画企業一覧、参画企業の建設業許可の写し、または建設業法第40条の3で定める帳簿の写し(5年以内のものに限る)、補助事業に要する経費の積算根拠が分かる資料(見積書など)、その他事業内容がわかる資料(パンフレットなど)

◇問合せ先 道路河川課 TEL (0771) 68-0051

## 家族介護用品支給制度のご案内

要介護高齢者を在宅で介護されている方の経済的負担の軽減を図るため、介護用品購入にかかわる費用の一部を助成します。支給方法は、費用の全額をいったんお支払いいただき、その後申請により規定の額を払い戻します。申請は、随時受け付けています。

●**対象者** 要介護認定で要介護4または5と認定された方を在宅で介護している家族で、要介護者と介護者ともに南丹市在住で市民税非課税世帯の方。(入院中・施設入所中の方は対象となりません)

●**支給額** 年額1人当たり75,000円

●**対象となる介護用品** 紙おむつ及び尿とりパット、防水シートなど排泄関係用品、介護用パジャマ、介護用下着など介護衣類用品、介護用手袋、マスク、エプロンなどの衛生関係用品、ドライシャンプー、清拭剤などの入浴関係用品

●**申請に必要なもの** 領収書(レシート不可)、印鑑(認印)

※領収書は、購入者名、購入日、購入金額、介護用品名が明記されたものが必要です。

※購入業者は、南丹市内に限らずどこで購入されても助成の対象となります。

◇申込・問合せ先 高齢福祉課 TEL (0771) 68-0006  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 訪問理美容サービス事業のご案内

心身の障がいおよび疾病などにより美容院や美容院に出向くことが困難な在宅の高齢者などに対し、南丹市訪問理美容サービス登録事業所の理美容師が自宅に訪問し、理美容サービスを行います。利用回数は、年間12回までとなります。申込方法など詳細は、下記申請・問合せ先にお問い合わせください。

●**対象者** おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯および障がい者の方で、自力で美容院や美容院に出向くことが困難な方

●**費用** 理美容代金は自己負担(訪問出張費用は市負担)

◇申請・問合せ先 高齢福祉課 TEL (0771) 68-0006  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 家族介護慰労金支給制度のご案内

南丹市に在住する高齢者を在宅で同居により介護されている方を対象に、介護者の身体的および精神的な負担の軽減を図ることを目的に慰労金を支給します。申請は、随時受け付けています。

<南丹市家族介護慰労事業>

●**対象者** 要介護4または5と認定された方を、介護保険サービスを利用しながら、在宅で6カ月以上介護している同居家族(市民税非課税世帯)

●**支給額** 年額80,000円

<南丹市ねたきり老人・認知症老人等介護手当支給事業>

●**対象者** 介護保険サービスを利用せずに、ねたきり・認知症の高齢者の方を6カ月以上在宅で介護している同居家族(市民税非課税世帯)

●**支給額** ねたきり老人・認知症老人手当 月額30,000円  
準ねたきり老人・準認知症老人手当 月額15,000円

◇申込・問合せ先 高齢福祉課 TEL (0771) 68-0006  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 平成23年度母子家庭奨学金など支給申請のご案内

京都府では、母子家庭の福祉を推進し、経済的かつ精神的な面を援助するため、教育または養育に要する経費に対し奨学金および高等学校入学支度金を支給する母子家庭奨学金支給制度を設けています。

●**申請に必要なもの** 印鑑、預金通帳(申請者名義の普通口座)、母子福祉推進員または民生児童委員の証明。※高校生は在学証明が必要。

●**支給金額(年額)** 乳幼児:11,000円、小学生:21,500円、中学生:43,000円、高校生:64,000円、※高等学校入学支度金35,000円

●**申請方法** 5月31日(火)までに子育て支援課、各支所健康福祉課に申請してください。

※4月1日以降に支給対象(新規)となった方などは、申請月の翌月分から月割支給となります。京都府高等学校奨学金との併給はできません。母子家庭奨学金などの給付を受けると、高等学校等修学資金の貸与は受けられません。母子福祉推進員または民生児童委員の証明のない申請書の受付はできません。母子福祉推進員の証明は、証明日を設けていますので下記申請・問合せ先にお問い合わせください。

◇申請・問合せ先 子育て支援課 TEL (0771) 68-0017  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 入学祝金の申請について

南丹市に居住(住民登録など)し、今年度に小・中学校に入学された児童を養育されている父母などに入学祝金を支給します。6月30日(木)までに子育て支援課、各支所健康福祉課に申請してください。申請が遅れると支給できませんのでご注意ください。

●**支給額** 小学校入学:30,000円、中学校入学:40,000円

●**申請に必要なもの** 印鑑、預金通帳(申請者名義の普通口座)

※南丹市立以外の小・中学校入学の場合は、在学が証明できる書類(在学証明書、生徒手帳)の写しが必要です。

◇申請・問合せ先 子育て支援課 TEL (0771) 68-0017  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041